144	(1)　広島県広島市東区馬木八丁目508番地の５　(215.50) (2)　広島県広島市安佐北区高陽町大字狩留家字高八南平376番203　(715.50)	北緯34度26分28秒東経132度32分23秒の地点と北緯34度28分52秒東経132度35分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
145	(1)　広島県広島市東区馬木八丁目508番地の５　(210.50) (2)　広島県広島市東区温品町200番地161　(284.50)	北緯34度26分17秒東経132度31分57秒の地点と北緯34度26分00秒東経132度30分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
146	(1)　広島県広島市安佐北区可部町大字上町屋字百ヶ原952番３　(183.00) (2)　広島県広島市東区温品町200番地161　(284.50)	北緯34度32分05秒東経132度30分54秒の地点と北緯34度27分01秒東経132度30分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
147	(1)　広島県呉市広横路四丁目10番16号　(28.00) (2)　広島県呉市広町字総治谷1567番地２　(290.50)	北緯34度14分40秒東経132度37分05秒の地点と北緯34度15分16秒東経132度38分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
148	(1)　広島県東広島市黒瀬町大字津江字南高下奥1644番１　(265.40) (2)　広島県呉市広町字総治谷1567番地２　(290.50)	北緯34度18分58秒東経132度37分44秒の地点と北緯34度15分20秒東経132度38分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
149	(1)　広島県広島市中区小網町６番12号　(100.00) (2)　広島県大竹市玖波町字黒草山319番15　(599.50)	北緯34度23分35秒東経132度26分41秒の地点と北緯34度16分53秒東経132度12分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
150	(1)　広島県大竹市玖波五丁目11番１号　(62.30) (2)　広島県大竹市玖波町字黒草山319番15　(599.50)	北緯34度15分48秒東経132度13分30秒の地点と北緯34度16分44秒東経132度12分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
151	(1)　広島県廿日市市玖島1461番地　(532.80) (2)　広島県広島市佐伯区湯来町大字多田388番21　(884.00)	北緯34度24分43秒東経132度15分26秒の地点と北緯34度25分36秒東経132度13分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
152	(1)　山口県岩国市藤生町一丁目１番１号　(61.00) (2)　広島県広島市佐伯区湯来町大字多田388番21　(884.00)	北緯34度07分07秒東経132度12分03秒の地点と北緯34度08分21秒東経132度12分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度08分36秒東経132度12分10秒の地点と北緯34度25分34秒東経132度13分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
153	(1)　広島県東広島市志和町大字内字根深975番２　(482.10) (2)　広島県東広島市志和町大字内字野路995番16　(711.00)	北緯34度29分18秒東経132度42分35秒の地点と北緯34度30分06秒東経132度43分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
154	(1)　広島県東広島市志和町大字内字野路995番16　(711.00) (2)　広島県東広島市黒瀬町大字津江字イラスケ1861番　(560.00)	北緯34度30分11秒東経132度43分15秒の地点と北緯34度19分44秒東経132度36分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
155	(1)　広島県東広島市黒瀬町大字津江字南高下奥1644番１　(269.40) (2)　広島県東広島市黒瀬町大字津江字イラスケ1861番　(560.00)	北緯34度19分14秒東経132度37分42秒の地点と北緯34度19分41秒東経132度36分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第三項の規定に基づき、昭和四十年郵政省告示第九百十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月七日　総務大臣　片山　善博

一　昭和四十年郵政省告示第九百十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七の項を次のように改める。

七	削除

第二項の表九の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

二　昭和五十五年郵政省告示第三百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項中「同右」を「電気供給業務用」に改め、同表一一の項を次のように改める。

一一	削除

第二項の表一三の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

三　昭和五十七年郵政省告示第三百六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表六の項及び七の項を次のように改める。

六	削除
七	削除

四　昭和六十一年郵政省告示第百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

第二項の表八の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

五　昭和六十二年郵政省告示第二百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。